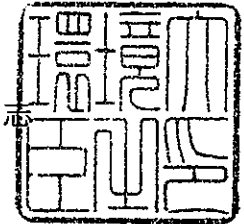




諮問第314号
環水大土発第111201001号
平成23年12月1日

中央環境審議会会長
鈴木基之殿

環境大臣
細野豪志



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年農林省告示第346号。以下「告示」という。）について、

- （1）別紙1の農薬に関し、告示第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
 - （2）別紙2の農薬に関し、告示第4号の環境大臣が定める基準を設定すること
- について貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

1 - (2, 4-ジクロロフェニル) - 2', 4' - ジフルオロ - 1, 5 - ジヒドロ - N - イソプロピル - 5 - オキソ - 4H - 1, 2, 4 - トリアゾール - 4 - カルボキサニリド (別名イプフェンカルバゾン)

3 - (3, 5-ジクロロフェニル) - N - イソプロピル - 2, 4 - ジオキソイミダゾリジン - 1 - カルボキサミド (別名イプロジオン)

N - [(1R, 2S) - 2, 3-ジヒドロ - 2, 6-ジメチル - 1H-インデン - 1-イル] - 6 - [(1RS) - 1-フルオロエチル] - 1, 3, 5 - トリアジン - 2, 4 - ジアミン (別名インダジフラム)

2', 6' - ジブロモ - 2-メチル - 4' - トリフルオロメトキシ - 4 - トリフルオロメチル - 1, 3 - チアゾール - 5 - カルボキサニリド (別名チフルザミド)

メチル = (E) - 2 - { α - [2-イソプロポキシ - 6 - (トリフルオロメチル) ピリミジン - 4-イルオキシ] - o-トリル} - 3-メトキシアクリラート (別名フルアクリピリム)

(別紙2)

3-(3-ブromo-6-フルオロ-2-メチルインドール-1-イルスルホニル)-N,N-ジメチル-1H-1,2,4-トリアゾール-1-スルホンアミド (別名アミスルブロム)

N-[(1R,2S)-2,3-ジヒドロ-2,6-ジメチル-1H-インデン-1-イル]-6-[(1RS)-1-フルオロエチル]-1,3,5-トリアジン-2,4-ジアミン (別名インダジフラム)

メチル=(S)-N-[7-クロロ-2,3,4a,5-テトラヒドロ-4a-(メトキシカルボニル)インデノ[1,2-e][1,3,4]オキサジアジン-2-イルカルボニル]-4'--(トリフルオロメトキシ)カルバニラート (別名インドキサカルブ)

メチル=(RS)-N-[7-クロロ-2,3,4a,5-テトラヒドロ-4a-(メトキシカルボニル)インデノ[1,2-e][1,3,4]オキサジアジン-2-イルカルボニル]-4'--(トリフルオロメトキシ)カルバニラート (別名インドキサカルブMP)

(2R,3aS,5aR,5bS,9S,13S,14R,16aS,16bR)-2-(6-デオキシ-2,3,4-トリ-O-メチル- α -L-マンノピラノシルオキシ)-13-(4-ジメチルアミノ-2,3,4,6-テトラデオキシ- β -D-エリスロピラノシルオキシ)-9-エチル-2,3,3a,5a,5b,6,7,9,10,11,12,13,14,15,16a,16b-ヘキサデカヒドロ-14-メチル-1H-8-オキサシクロドデカ[b]as-インダセン-7,15-ジオン (別名スピノシンA) 及び (2S,3aR,5aS,5bS,9S,13S,14R,16aS,16bR)-2-(6-デオキシ-2,3,4-トリ-O-メチル- α -L-マンノピラノシルオキシ)-13-(4-ジメチルアミノ-2,3,4,6-テトラデオキシ- β -D-エリスロピラノシルオキシ)-9-エチル-2,3,3a,5a,5b,6,7,9,10,11,12,13,14,15,16a,16b-ヘキサデカヒドロ-4,14-ジメチル-1H-8-オキサシクロドデカ[b]as-インダセン-7,15-ジオン (別名スピノシンD) の混合物 (別名スピノサド)

メチル=(E)-メトキシイミノ-{(E)- α -[1-(α , α , α -トリフルオロ-m-トリル)-エチリデンアミノオキシ]-o-トリル}アセテート (別名トリフロキシストロビン)

メチル=3-クロロ-5-(4,6-ジメトキシピリミジン-2-イルカルバモイルスルファモイル)-1-メチルピラゾール-4-カルボキシラート (別名ハロスルフロメチル)

メチル=N-(2-{[1-(4-クロロフェニル)-1H-ピラゾール-3-イル]オキシメチル}フェニル)N-メトキシカルバマート (別名ピラクロストロビン)

3 - (4 - クロロ - 5 - シクロペンチルオキシ - 2 - フルオロフェニル) - 5 - イソプロピリデン - 1, 3 - オキサゾリジン - 2, 4 - ジオン (別名ペントキサゾン)

(RS) - 2 - (4 - クロロフェニル) - 2 - (1H - 1, 2, 4 - トリアゾール - 1 - イルメチル) ヘキサニトリル (別名マイクロブタニル)

メチル = N - (メトキシアセチル) - N - (2, 6 - キシリル) - DL - アラニナート (別名メタラキシル)

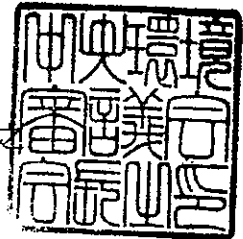
メチル = N - (メトキシアセチル) - N - (2, 6 - キシリル) - D - アラニナート (別名メタラキシルM)



中環審第624号
平成23年12月1日

中央環境審議会土壌農薬部会
部会長 中杉 修身 殿

中央環境審議会
会長 鈴木 基之



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が
定める基準の設定について (付議)

平成23年12月1日付け諮問第314号、環水大土発第111201001号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壌農薬部会に付議する。